

2019年春出発・大学間協定留学【交換型】【授業料負担型】派遣学生募集要項

2018年6月25日
国際教育センター

協定留学とは、明治大学と交換留学の協定を結んでいる世界各国の高等教育機関に、明治大学の学生が交換留学生として留学するプログラムです（学位取得を目的とした留学ではありません）。協定留学【交換型】は、明治大学からの推薦が必要なため、協定校への出願の前に学内選考を行います。学内選考の出願情報は、本募集要項および「2019年春出発協定留学出願条件等一覧」に掲載してあります。応募者は必ず両方を確認してください。

1. 協定留学実施校
2019年春出発協定留学出願条件等一覧に記載の大学
2. 留学期間
原則2019年2月～3月から、最大1学年間（1～2セメスター）
3. 派遣予定人数
原則として、各大学につき1～2名程度（協定校との調整により増減することがあります）
4. 応募資格
<p>下記すべての条件を満たす者。特に、協定校が定める出願条件を満たしていることをよく確認すること。</p> <p>(1) 希望する協定校が定める出願条件（「出願条件等一覧」に記載）をすべて満たしていること。</p> <p>(2) 明治大学の正規生であること。 <ul style="list-style-type: none"> ■学部生：出願時2年次以上で、在学1学期につき卒業要件単位を15単位程度取得していること。その他例外がある場合は、学部と相談し、認められた学生 ■大学院生：指導教員の許可を得た者 </p> <p>(2) 直近のGPAが2.0以上の者。</p> <p>(3) 【英語プログラムに出願する場合】TOEFL-iBT61点またはIELTS 5.5点以上を取得していること。 ※ 上記スコアは協定留学出願の必須条件であり、受付締切日（7月20日）までに達成していること。 ※ 英語以外の言語プログラムに出願する場合は、協定校の定める語学要件を満たしていること。</p> <p>(5) 心身共に健康で、外国において長期にわたって生活をする上で問題がないこと。 ※ 持病や既往症のある方は、かかりつけ医等の了承を必ず得た上で、診断書を添付し、学内選考に応募すること。</p> <p>(6) 外国籍の学生が外国へ留学する場合、原則として母国以外であること。 ※ 協定校によっては受入学生の国籍を制限している場合があるため、「出願条件等一覧」を確認してください。また、原則母国への留学は認めていませんが、母国以外の海外在住経験等を考慮するため、外国籍の学生は必ず学歴書を作成し、国際教育事務室（駿河台）へ相談してください。</p> <p>(7) 留学にかかる経費を理解し、経済的な裏付けが得られること。 ※ 学内選考合格後、協定校への出願において、留学期間中に必要な費用が準備されていることを確認するために金融機関が発行する残高証明書の提出が求められる場合があります。</p> <p>(8) 誓約書に記載されている事項に同意し、保証人（保護者）の同意を得た者。 ※ 学内選考に応募する時点で、必ず留学について保証人（保護者）の同意を必ず得てください。</p>

5. 学内受付期間

2018年7月2日(月)～7月20日(金) ※書類提出先の開室時間内に提出すること。

6. 学内応募書類提出場所

所属学部事務室・大学院事務室の開室時間内

※国際教育事務室ではありませんのでご注意ください。また、締切後や開室時間外での書類受付は認めません。

7 応募書類

以下の必要な応募書類をすべて揃えて、指定の提出場所にご提出ください。必ず**応募者本人が提出**すること。

本プログラムの学内応募には、以下の**両方の手続き**が必要です。

(1) オンライン応募 及び (2) 応募書類提出

オンライン応募後、必要な応募書類をすべて揃えて、指定の提出場所にご提出ください。
必ず**応募者本人が提出**すること。

※ 留学中などの理由により、上記(2)の応募書類を窓口に直接提出できない方は、**あらかじめ国際教育事務室**までご相談ください。(問合せ先：kokusaik@meiji.ac.jp)

(1) オンライン応募

Oh-o! Meiji のアンケート機能を利用して配信される**オンライン応募フォーム**に、必要事項をすべて記載の上、**受付期間内に回答**してください。

※ **アンケート名**：

「2019年春出発・大学間協定留学派遣学生 応募フォーム」



<https://oh-o2.meiji.ac.jp/portal/index>

(2) 応募書類提出

以下の書類①～③を揃え、指定の提出場所にご提出ください。

提出書類	注意事項
① 協定派遣留学 志願書	・ 所定様式。片面印刷 2 枚以内
② 明治大学協定留学誓約書	・ 所定様式。必ず誓約書を熟読の上、提出すること。 ・ 保証人(保護者)自署・捺印必須。必ず事前に留学について同意を得ること。
③ 最新の成績通知表	・ Oh-o! Meiji ポータルサイトから印刷したもの。 ※ 自動発行機で取得する成績証明書は不可。
④ 語学能力証明書	・ 英語プログラム参加者は 2016 年 7 月以降受験の TOEFL-iBT 又 IELTS のスコア原本のコピー提出必須。ただし学内選考応募締切までに 「志願先大学」 の語学要件を満たしていない場合は 9 月 3 日まで再提出を認める。詳細は次項「注意点」を確認すること。
⑤ 留学計画書 (日本語・出願言語)	・ 所定様式。各言語につき片面印刷で 2 枚以内 (合計 4 枚以内) ・ 文字のフォントは 10.5 ポイント ・ 各項目の最後に総単語数又は総文字数を明記すること。字数不足および総字数の記載のないものは書類不備となる。
⑥ 学歴書 (該当者のみ)	・ 原則母国への留学は認めていないが、母国以外の海外在住経験等を考慮するため、外国籍の学生は必ず学歴書を提出すること。

※ 書類はすべて A4 サイズ、片面印刷で揃えてください。なお、表紙およびホチキス止めは不要です。

※ 自署欄は消せるペンの使用不可。

※ 応募書類に不備があった場合、参加不可となる可能性があります。提出前に応募者の責任においてよく確認してください。

8. 注意点

(1) GPAについて

GPA は学内選考時だけでなく、留学先大学への出願時・出発時においても要件を満たしている必要があります。このため学内選考に合格した場合でも、留学先大学への出願時・出発時において GPA 要件を下回った場合、合格が取り消される可能性があるため注意してください。

(2) 語学要件について

英語

- **TOEFL-IBT 61点** または **IELTS 5.5点以上** を取得していること。
- 2016年7月以降受験分の **TOEFL-iBT または IELTS のスコア原本のコピー** 提出必須。TOEFL-iBT のみ、提出が学内選考応募受付期間内に間に合わない場合、My Home Page に公開されているスコアの提出可。ただし、後日公式スコアを入手次第、原本のコピーを **国際教育事務室（駿河台）** に提出してください。なお、IELTS に関しては、学内選考応募受付期間内にスコアレポートの原本のコピーを提出する必要があります（インターネット上のスコアは氏名の記載がないため提出不可）。
- 語学要件を満たしていない協定校に出願を希望した場合、書類選考の段階で **不採用** となります。同じ大学内でも学部・学科によって要求するスコアが異なる場合がありますので、希望する学部・学科の要求するスコアをきちんと確認した上で応募してください。

- **学内選考応募受付期間内に志願先の語学要件を満たすことができず、スコアの再提出を希望する場合は、9月3日の国際教育事務室（駿河台）開室時間内まで再提出を受け付けます。**

例：出願時の **TOEFL iBT が 61点** で、**協定留学出願要件を満たしているものの**、志願先英語要件が 69点の場合、**出願締切日までに 61点の証明書を提出すれば**、9月3日まで再提出を認める。

（再提出先：国際教育事務室（駿河台））。

再提出を希望する場合は、提出期限に間に合うように余裕を持って受験計画を立ててください。

提出期限後の書類の受付は一切行いません。

※ 再提出を予定している場合でも、必ず2016年7月以降に受験している TOEFL-iBT または IELTS のスコアを他の応募書類とあわせて学内選考応募受付期間内に提出してください。**9月3日までに再提出がなかった場合は、書類審査の段階で不採用となり、面接審査に進むことはできません。**

※ スコアを再提出する予定がある場合は、オンライン応募の「英語能力関連資格」欄に、TOEFL-iBT または IELTS 試験の受験予定日を必ず記入してください。

英語以外

- 「出願条件等一覧」の語学条件欄をよく確認すること。
- 語学要件欄に「※」印（現地語による講義を受けられる十分な語学力を有する者）が記載されている場合は、語学能力試験のスコアの提出は必須ではありませんが、可能な限り事前に語学能力試験を受験し、スコアを提出してください。語学能力試験のレベルが指定されていない協定校については、書類審査および面接審査において語学力を判断いたします。
- 学内選考に合格し、留学先大学の受入が確定した場合でも、現地で正規課程を受講する語学能力がないと判断された場合には、留学先大学に付属している語学センター等の語学コース等で語学授業の履修が求められる場合があります。語学授業で取得した単位を、明治大学で単位認定できるかどうかは明治大学の所属学部／研究科によって異なるため、ご自身の所属学部事務室・大学院事務室で確認してください。
- 現地語による授業と共に、一部英語による授業の履修も希望する場合、英語能力試験の語学要件が定められている場合があります。英語能力試験のスコアの提出が求められている場合は、原本のコピーを必ず提出してください。

(3) 留学計画書について

留学計画書を作成する際は、以下のポイントを含めて作成し、誤字・脱字等がないように注意してください。

- **所定の「留学計画書」（所定書式 2）に記載のこと。**
- **あらかじめ決められた 4 項目について、所定の文字数制限内で簡潔に記入**してください。
- 日本語の留学計画書と出願言語の留学計画書の内容は完全に一致する必要はありません（伝えたい内容が同一であれば、一字一句翻訳する必要はありません）。

9. 留学の費用

協定留学【交換型】に係る費用は下記の通りです。

- (1) 明治大学の学費（留学先大学の授業料のみ免除）
- (2) 留学先大学が義務付ける授業料以外の費用（施設利用料等）、渡航費（パスポート申請手数料、航空券代、査証（ビザ）取得のための代金等含む）、滞在費、生活費、海外旅行保険加入にかかる費用およびその他雑費は自己負担です。

なお、**危機管理上、海外旅行保険は明治大学指定の保険に必ず加入する義務があります。**

（概算：約10～20万円）。また、留学先大学指定の保険加入が義務付けられている場合は双方の保険に加入が必要です（明治大学指定の保険加入は免除されません）。

※ 協定留学生者は別途、**明治大学外国留学奨励助成金**に応募可能です。申請資格等詳細については、下記ホームページを参照してください。 <http://www.meiji.ac.jp/cip/usefulinfo/jyosei.html>

< 重要 > 協定留学【授業料負担型】では、**明治大学の学費に加え、留学先の学費を納入**します。上記の【交換型】と比較し留学にかかる経費が大きくなりますので、事前に留学先の学費をよく調べ、経費支弁者（保護者など）と十分に相談の上、応募してください。

10. 選考について

GPA、書類審査（志願書、留学計画書）、面接審査を要素として**総合的に判断**し、より総合力が高いと判断された学生から志望順位の高い協定校への派遣候補生として選出します。

※ 選考結果、選考内容に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

※ **学内選考の合格は、留学先大学の受入を保証するものではありません。**

11. 応募書類提出後の流れ

諸事情により日程が変更になる可能性があります。日程が変更となった場合は、該当学生に通知します。

(1) 書類審査

英語プログラム : 9月上旬までに全志願者に Oh-o! Meiji で結果通知
韓国語プログラム・一部の南米地域 : 8月下旬までに全志願者に Oh-o! Meiji で結果通知

(2) 面接審査

■ 日程

2018年9月13日（木） 午前 もしくは 午後（予定）

※ 全言語とも同日に面接審査を行います。

※ 時間未定のため終日予定を空けておいてください。

■ 場所

駿河台キャンパス

※ 集合時間や場所の詳細については、書類審査合格者に Oh-o! Meiji でお知らせします。

(3) 学内選考結果

2018年10月上旬までに全面接審査受験者に Oh-o! Meiji で結果通知

12. 応募書類提出後の流れ

留学先大学によってスケジュールや提出書類が異なるため、詳細は派遣候補生に案内します。

2018年10月	留学先大学への出願準備
2018年10月～11月	留学先大学への出願
2018年12月 ～ 2019年1月	入学許可証の受領 ビザ申請、渡航準備（航空券手配等） 学部・大学院事務室への留学願の提出
2019年1月19日（土） 予定	渡航前オリエンテーションへの参加
2019年2月～3月	出発

13. よくある問い合わせ

(1) 他の留学プログラムとの併願はできますか。

学部間・研究科間協定プログラム、認定留学、その他留学プログラムと学内選考の併願は原則として可能ですが、**必ず事前に所属学部・大学院事務室等において相談し、応募プログラム名を志願書（所定様式）に記載してください。**

ただし、2018年10月以降に選考が実施される場合・結果が判明する場合は、大学間協定留学【交換型】を優先していただきます。また、学部間・研究科間協定プログラム、認定留学、その他留学プログラムにおいて併願を認めていない場合は、そのルールに従います。大学間協定留学の派遣候補生として決定後に別の留学プログラムへ応募し、その後大学間協定留学を辞退することはできません。なお、複数のプログラムに合格した場合、出願先を一校に決定する必要がありますので、あらかじめ優先順位をつけておくようにしてください。

(2) 協定留学の複数の言語のプログラムへの応募はできますか。

複数の言語のプログラムに応募することも可能ですが、それぞれの出願言語で留学計画書を作成し、提出してください。

(3) 協定校の情報（設置学部や開講科目、シラバスを含む）はどこで入手することができますか。

各協定校の最新情報（設置学部やシラバス等）は**各大学のホームページで確認**してください。また、学内選考応募にあたり、希望協定校や留学先国の情報についてあらかじめ自分で調べ、理解を深めてください。特に、**留学中に学びたい分野の科目が希望の協定校で開講されているかどうか、また留学生に対する履修制限がある科目でないかどうか、必ず確認してください。**また、派遣実績のある大学については、明治大学ホームページ「海外留学を希望する方へ」内に留学報告書を掲載しています。また、派遣実績のある協定校の一部は、留学体験者へご相談いただくことも可能です。希望者は国際教育事務室（駿河台）へご相談ください。

(4) 教職課程等の資格課程を履修していますが、留学はできますか。

留学自体は可能ですが、必要な科目の履修や教育実習のタイミングにより、所定の修業年限で卒業することは難しくなります。留学先大学では、教員免許状取得のために必要な科目の履修はできませんので、教職課程を履修し、留学を考えている方は**早めに資格課程事務室に相談**してください。

(5) 留学先大学で取得した単位は必ず明治大学の単位に振り替えられますか。

留学先大学で取得した単位は**自動的に明治大学の単位として認定されるものではありません**。留学先大学で取得した単位がどれだけ明治大学の単位として認定されるかは、所属学部・研究科の判断に委ねられています。所定の修業年限で卒業できる保証はできませんので、**留学計画等についてあらかじめ指導教員、所属学部・大学院事務室でよく相談**してください。

(6) 留学先大学で取得した単位は何単位程度明治大学の単位に振り替えられますか。

明治大学の単位として認定される単位数は、個人によって異なります。留学先大学で履修した科目や単位数に応じて、帰国後に教授会・研究科委員会等で審議されます。また、海外の大学で履修できる科目数は日本の大学の科目数と比較して少ない場合が多く、明治大学で取得できる単位数と同等の単位が留学先大学で取得できるとは限りませんので、十分注意してください。

(7) 最終学年での留学はできますか。

所属学部・研究科によって扱いが異なるため、学部4年もしくは博士前期課程2年(M2)で留学を希望する学生は、卒業・修了時期についてあらかじめ指導教員、所属学部・大学院事務室とよく相談してください。

(8) 語学要件を満たしていれば、必ず正規課程の科目を履修することはできますか。

学内選考において語学力を満たしていると判断された場合でも、渡航後に留学先大学において語学力が不十分と判断された場合は語学授業への参加が求められる場合があります。計画通り正規課程の科目を履修できるように、学内選考合格後も語学力向上に努めてください。

(9) 留学先大学では特定の学部にも所属しますか。

協定校によって、留学生を特定の学部へ所属させる大学や特定の学部には所属させない大学があります。また、留学先大学の事情により、希望する授業、専攻、学部にも所属できない場合もあります。希望する授業や専攻については、複数候補を用意しておくことをお勧めします。

(10) 学内選考合格後、辞退することはできますか。

学内選考合格後（派遣候補生として決定後）は正当な理由なく辞退することはできません。

安易な気持ちで出願することなく、留学に必要な準備、経費、またリスク等をあらかじめ充分把握し、不安な点は解消してから応募してください。

(11) 学内選考に合格したら、必ず協定留学ができますか。

学内選考の合格は協定校への派遣候補生を選出することが目的です。**明治大学からの推薦は留学先大学からの受入許可を保証するものではありません。**派遣先大学からの最終的な受入許可決定通知は、2018年12月～2019年1月頃に届く予定です。

(12) 留学の期間は指定できますか。

留学期間については最大で1学年間ですが、1学期間だけの留学も可能です。ただし、**学内選考応募後の留学期間の変更（1学期間→1学年間、1学年間→1学期間）は認めていません**ので、事前によく考えた上で応募してください。

(13) 協定校へ転籍・編入することは可能ですか。

協定留学は転籍・編入を目的とした留学ではありません。留学終了後は明治大学に戻り学業を継続する（学位を取得する）ことが原則です。

(14) 授業や試験終了後、すぐに帰国しなければなりませんか。

プログラム（期末試験）終了後、**1カ月以内に帰国**してください。

(15) 海外旅行保険には必ず入らなければいけませんか。

明治大学の危機管理上、留学期間をカバーする海外旅行保険に必ず加入していただきます。渡航前に帰国時期を検討の上、海外旅行保険に加入してください。万一、帰国日が海外旅行保険期間外に変更になった場合は、日本在住のご家族にお願いし、必ず延長の手続きをしてください。

(16) 協定校への出願準備はすべて大学が行ってくれますか。

学内選考合格後は協定校への出願に必要な書類を各自で準備し、直接もしくは明治大学を通して出願します。

出願後は各自で協定校とやり取りをし、留学準備（寮の手配や履修登録等）をすることになります。

留学することは志願者自身の判断です。常に主体性をもって手続きを進めることが求められます。

(17) 留学のためのビザはどのように手配をしたらよいですか。

査証（ビザ）取得に必要な情報の確認、申請等諸手続きについては、志願者自身の責任において進めることとなります。入学許可書受領後、在日の各国大使館・総領事館にて手続きが可能となります。

(18) 留学先において、交換留学生のための住居は確保されていますか。

留学先国での住居については、留学先大学により学生寮やアパート等の紹介がありますが、留学生用に確保されているわけではありません。**志願者自身が留学先大学（ハウジングオフィス等）と情報をやり取りし手続きを行うこととなります。**

14. 問合せ先

■ 明治大学 国際教育事務室（駿河台）

開室時間：平日 9:00-11:30, 12:30-17:00, 土曜日 8:30-12:00

電話番号：03-3296-4487 メールアドレス：kokusaik@meiji.ac.jp

※ 日曜・祝日（休日授業実施日は除く）は閉室。

※ 夏季・冬季休業期間は、開室時間が異なりますのでご注意ください。

※ **お問い合わせの際は、必ず所属学部・学年・氏名を申し出てください。**

また、件名や送信元が不明なお問い合わせには応じることができませんのでご注意ください。

以上

留学は、出発前の手続きや準備から始まっています。留学先で問題が発生した際の自己解決能力を高めるためにも、自分自身でインターネット、書籍等により情報収集する習慣を身に付けてください。

また、留学においては、周囲の人と協力関係を築いて物事を進める能力も重要となります。「聞いていない」、「知らなかった」ということがないよう、不明な点は指導教員、国際教育事務室、所属学部・研究科事務室、その他関係部署と相談をしながら進めていきましょう。留学は誰かのためではなく、皆さん自身が自分のために選んだ道です。学内選考応募時から、このことを念頭に置いて応募してください。